

西会津町教育留学 実施要項

令和7年6月30日

西会津町教育委員会

1. 趣旨

福島県外の児童生徒に西会津町の自然や暮らしを体験してもらい、関係・交流人口の拡大につなげる。

2. 主催

西会津町教育委員会

3. 活動内容

西会津小・中学校での授業体験(時間割による)

4. 期間

※別紙「受入スケジュール」中の、受入可能日から数日～2週間程度自由に選んで参加できます。期間の短縮・延長については西会津町教育委員会学校教育課へご相談ください。

5. 受入校

西会津小学校、西会津中学校

6. 宿泊先

親戚宅等	町内に親戚等がいる場合
民間宿泊施設または お試し移住住宅「Otame」	上記以外 ※お試し移住住宅利用の場合は申請が必要です。

7. 対象

福島県外の小学1年生から中学2年生まで

8. 申込期間

教育留学を希望する1か月前までに西会津町教育委員会へお知らせください。

9. 申込方法

メールまたは電話で担当にお問い合わせください。関係書類を送付します。

10. 費用負担について

学校教材、教科書	原則無料 ※西会津小中学校にあるものを使用してください。 ※制服、かばん、運動着、上履き等は在籍校で使用しているものをお持ちください。
学校給食費	無償(9/1～9/13 は弁当対応となる予定です)
交通費	徒歩又はスクールバス利用の場合は無料です。 個人で送迎または公共交通機関を利用する場合は個人負担となります。
宿泊費	民間宿泊施設またはお試し移住住宅に係る費用は個人負担となります。

11. 留学期間中のケガ等の対応について

教育留学については、在籍校で加入されている日本スポーツ振興センターの医療給付(スポーツ共済)の対象外です。万が一のケガ等が心配な場合は、個別に旅行保険へ加入してください(個人負担)。

12. 感染症への対応

(1) 感染症予防のため、次の点についてご理解・ご協力のほどお願いします。

① 留学先の小中学校や宿泊先では、手洗い、手指消毒などの基本的な感染症予防対策をお願いします。

② 来町前の児童生徒及び家族の健康状態の把握をお願いします。

(2) 西会津小中学校で感染症が拡大した場合や、留学生が感染した際は、教育留学を中止する場合があります。

(3) 受け入れ期間中に留学生の体調が悪化した際などは、保護者に迎えを依頼する場合があります。

(4) 教育留学の申し込み後に、感染症の拡大によって中止になった場合、交通費等の取消料の支払いは行いません。

13. その他

(1) 留学にあたり、住民票を移す必要はありません。また、西会津小中学校に通学した日数は、在籍している学校の出席日数として加えることができます(在籍市町村教育委員会、校長の了承が得られた場合のみ)。

※留学期間終了後、授業記録表により在籍校へ出欠や遅刻等の状況を報告いたします。

※在籍校が行事等で休校日になっている場合は、出席日数に含みません。

(2)職員数や設備等の都合上、生徒指導面や健康面で特別な配慮が必要な児童生徒の受け入れができない場合がありますのでご了承ください。

同じ期間に原則1組の受け入れとさせていただきます。ご希望の期間が他の申込者と重なった場合、先にお申し込みいただいた方を優先させていただきますので、あらかじめご了承ください。

14. 申し込み・問い合わせ先

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

西会津町教育委員会学校教育課学校支援係

電話:0241-45-2216 FAX:0241-45-2235

メール:kyoiku@town.nishiaizu.fukushima.jp